

○財務省告示第二百十八号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（令和二年八月財務省告示第二百十号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項の調査により判明した事実に基づき、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、同条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム（以下「水酸化カリウム」という。）

(二) 特徴 水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹼や洗剤の原料等として用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十八年八月九日から令和八年八月十二日までの期間（法第八条第二十五項の規定に基づき令和三年八月十四日より延長される期間を含む。）

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号）第一条第一項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするもの

(二) 調査の対象となる期間

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間（水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事

実」という。)に関する事項については、平成二十七年一月一日から令和元年十二月三十一日まで)

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成二十七年一月一日から令和元年十二月三十一日まで

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均(以下「正常価格」という。)と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均(以下「輸出価格」という。)との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、中国産の調査対象貨物の正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国(以下「代替国」という。)における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売

経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 韓国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、回答の提出はなかった。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、回答の提出がなかったことから、知ることができた事実に基づき、申請書において正常価格とされている、韓国国内販売価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、回答の提出がなかったことから、知ることができた事実に基づき、申請書において輸出価格とされている価格を用いることとした。

(ニ) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、調査当局が知り得た供給者のうち回答の提出が無かった者及び調査当局が知り得なかった者を供給者とする

調査対象貨物の不当廉売差額率については六十六・五一パーセントであった。

ロ 韓国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実があることに加え、供給者には相当程度の余剰生産能力があり、供給者の将来の生産は増加が見込まれ、追加的な増産を全て吸収できる国内市场及び海外市場は存在しない状況が認められた。

以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続するおそれがあると認定した。

ハ 中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、回答の提出はなかった。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、回答の提出がなく、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、正常価格の算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、回答の提出がなかったことから、知ることができた事実に基づき、申請書の情報を用いることとした。調査対象期間において中国から本邦に対する調査対象貨物の輸出実績はなかったことから、申請書において中国から第三国への輸出価格とされている価格を用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、調査当局が知り得た供給者のうち回答の提出が無かった者及び調査当局が知り得なかった者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については五十一・〇二パーセントであった。

二 中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

中国の供給者は調査対象期間において本邦に対する調査対象貨物の輸出実績はないものの、第三国に対して調査対象貨物と同種の貨物の輸出を行っており、当該第三国への輸出価格は正常価格より低いものであった。また、供給者には相当程度の余剰生産能力があり、供給者の将来の生産は増加が見込まれ、追加的な増産を全て吸収できる自国市場及び海外市場は存在しない状況が認められた。

以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に再発するおそれがあると認定した。

(四) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実（以下「不当廉売輸入による損害の事実」という。）が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 調査対象貨物は、不当廉売関税に係る課税措置の下においても輸入が継続しており、その輸入価格は本邦産同種の貨物の国内販売価格を常に下回っていた。また、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦の産業は調査対象貨物を引き合いに出され、値上げ幅の圧縮や価格の引き下げを余儀なくされていた。

ロ 調査対象貨物が本邦の産業に与える損害に係る指標については、現行の不当廉売関税に係る措置により、改善が見られるが、製造原価の影響の吸収余力が少なく、平成三十年以降は営業利益が悪化するなど本邦の産業への悪影響が現れていたことから、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にある。

ハ 指定された期間が満了した場合には、調査対象貨物の本邦における販売価格は、少なくとも現行の不当廉売関税の課税額と同等程度下落しうると考えられ、本邦の産業は更なる国内販売価格の引き下げを余儀なくされると推定される。

二 その結果、本邦の産業は、製造原価を下回る価格設定を強いられることとなり、事業継続が極めて困難になると考えられる。

ホ 以上から、不当廉売輸入による損害の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認定した。

(五) 調査により得られた結論

以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあり、また、不当廉売輸入による損害の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められたことから、不当廉売関税を課する期間を延長し、三のとおりとすることが決定された。

五 その他参考となるべき事項

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。